

重度心身障害者（児）医療費助成制度のご案内

心身に重度の障がいがある方々の医療費にかかる負担軽減を目的とし、受給者が医療機関等を利用した際に支払う医療保険対象分の医療費の一部を助成する制度です。

対象者

- 1. 石垣市内に居住している方、または石垣市から決定を受け他市町村の施設に入所された方
- 2. 医療保険（健康保険）に加入している方
 - ※ 生活保護を受給している方は対象外
- 3. 次の（１）または（２）に該当する方
 - （１）身体障害者手帳 １級 または ２級 の保持者
 - （２）療育手帳 A １ または A ２ の保持者

※ 受給資格には所得制限があります。（※右記参照）
※ 他市町村より決定を受け、本市の障害者（児）施設や特別養護老人ホーム等に入所されている方は、入所決定を受けている市町村においての申請となります。

所得限度額表（単位：円）		
扶養人数	本人	配偶者・扶養義務者
0 人	3,661,000	6,287,000
1 人	4,041,000	6,536,000
2 人	4,421,000	6,749,000
3 人	4,801,000	6,962,000
4 人	5,181,000	7,175,000
5 人	5,561,000	7,388,000
6 人以上	1人増すごとに、 380,000円加算	1人増すごとに、 213,000円加算

助成の対象となる医療費の範囲

☑ 保険の適用を受けた医療費

- ・ 医療機関の定めはありません。
（保険適用となる調剤薬局、訪問看護料、柔道整復等の施術も助成の対象となります。）
- ・ 高額療養費や付加給付金など、加入している医療保険からの医療給付分がある場合は、その金額を差し引いた差額が助成されます。
- ・ 公費による医療制度（人工透析のマル長など）を受けている方は、公費医療を受けてなお自己負担がある場合、その自己負担分が助成されます。

☑ 入院時食事療養費の半額

助成の対象とならないもの：保険適用外の診療等（自費診療）

予防接種・健康診断にかかる費用、診断書の文書料、薬の容器代、介護保険利用にかかる費用、入院時の病衣、オムツ など



受給資格申請に必要なもの

- ☐ 身体障害者手帳 または 療育手帳
- ☐ 振込用の預金通帳またはキャッシュカード（本人名義のもの）
- ☐ 本人の健康保険証またはマイナ保険証
- ☐ 限度額適用・標準負担額減額認定証（持っている方）
- ☐ マイナンバーカードまたは通知カード（持っている方）



受給者証
(そらいろ) は
郵送で届きます

※ ご転入の方などでマイナンバーカードをお持ちでない方は、本人及び同一世帯全員分の「所得課税証明書」が必要となります。

医療費助成を受ける方法（支給申請）

医療費の助成（払い戻し）を受けるためには下記の手続きが必要です

☒ 自動償還払い

(自動償還に対応している医療機関等の場合)

医療機関等を受診するとき健康保険証等と一緒に**受給者証（そらいろ）**を提示



会計窓口にて医療費の支払を行う



診療（調剤）した月の約2か月後（※）に指定の口座に振り込まれます

市役所でのお手続きは
必要ありません

☒ 窓口申請による償還払い

自動償還に対応していない医療機関等を受診

(県外での受診、訪問看護、柔道整復、はり灸、マッサージの療養費など)



医療費の支払い後、障がい福祉課の窓口にて支給申請を行う



申請した月の翌月（※）に指定の口座へ振り込まれます（領収書は診療月の翌月以降であること）



支給申請に必要なもの：領収書（原本）・重度心身障害者医療費助成受給資格者証

※ 領収書は原則原本提出です。控えが必要な方は、あらかじめご自身でコピーを取るなどしてご準備ください。

※ 支給申請できる医療費には期限があります。診療を受けた翌月から1年を過ぎた領収書は受付できません

※ 医療費を分割払いしている場合は、完納後の支給となります

※ 同じ月の領収書を分けて申請することのないよう、領収書は月ごとにまとめて申請をお願いします
(複数月分をまとめて提出はOK)

(※) 入院などの高額療養費に該当する場合など、医療費の内容確認に時間を要する場合があります。